

第2部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

区民の生命、身体を震災から守るためには、区及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として一致協力し、速やかに的確な災害応急対策を実施することが重要です。

このため、行政の即応力を強化するとともに、防災情報通信基盤網の整備、消防力の強化、防災備蓄の充実など防災力強化の取組みを推進します。

この章では、防災力を強化するにあたって、必要な施策について定めています。

第1節 防災情報通信基盤網の整備

1 危機管理システム

危機管理システムは、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するための、災害情報・本部設置状況・被害情報・映像情報などの情報収集機能、迅速・的確な緊急対策の判断支援機能、市民の皆様への情報発信機能を備えたシステムです。

また、大規模災害などにおいて、地域防災拠点等に避難した方の安否情報（情報公開に同意した方のみ）をWebサイトに掲載し、インターネットで区民等がその情報を確認できるシステムです。

2 防災行政用無線網

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶMCA無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

デジタル移動無線は地域防災拠点に半固定型の機器を設置しており、無線電話による個別通話やグループ通話等ができます。

3 高度安全安心情報ネットワーク（ASIN）

消防司令センターと市庁舎、区役所、消防署、病院等の関係機関を大容量光回線で結び、本市及び関係機関からの情報を集約、ビジュアル化した上でこれらの映像を共有します。また、携帯電話網を利用することで消防車両等の現在位置情報や災害現場の映像を把握することができます。

4 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、参集事案が発生した際に、職員があらかじめ登録した各自のEメールアドレスに事案情報を配信し、職員が自身の安否情報及び動員見込み時間を報告することで、各職場においてそれらを一覧表で効率的に把握するためのシステムです。

5 防災スピーカー

防災スピーカーは、緊急時における情報受伝達手段として区役所や震災時の地域防災拠点をは

じめとする市内各所に設置している屋外スピーカーであり、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の緊急情報や避難指示等の市独自の緊急情報を音声で市民に伝達します。市の緊急警報伝達システム及び津波警報伝達システムにおいて使用していた屋外スピーカーは、令和2年度から防災スピーカーとして運用しています。

6 緊急地震速報

区役所等の公共施設に緊急地震速報の受信設備を導入し、受信した際の行動マニュアルを整備しています。

7 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

災害発生時には上記のほか、一般固定電話に優先して通信できる災害時優先電話、衛星携帯電話、アマチュア無線、省電力トランシーバー、IP無線機、地域BWA等あらゆる情報伝達手段を活用します。

また、地域防災拠点における避難者の安否確認等に活用する手段として、特設公衆電話線の整備をしています。

8 情報受伝達に関する計画等の策定及び訓練等の実施

区は、災害発生時等に行う情報受伝達に関し、通信機器使用不能時の対策を事前に定めておくこととします。

また、区は、災害等発生時の的確な情報受伝達体制を確保するため、訓練等を通じて職員への研修を実施します。

第2節 消防の体制

1 神奈川消防署の体制

消防体制を確立するため、早期に消防ポンプ自動車が発災現場に到着できるよう、区内には神奈川消防署と4箇所の消防出張所（浦島、菅田、片倉、松見）を配置しています。また、大規模地震発生時に予想される同時多発火災に対応するため、非常用消防車を配置しています。

2 消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、神奈川消防団には活動拠点となる消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを配備しています。

第3節 防災備蓄計画

震災直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、区民の安全確保にかかわる食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進めます。

なお、発災後3日間は公的備蓄と家庭内備蓄等を使用します。また、在宅医療資材の特殊品目については、自己備蓄を原則とします。

1 備蓄庫の整備

食料、水缶詰、防災資機材等は、地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、方面別備蓄庫、帰宅困難者用備蓄庫に備蓄されています。それぞれの役割・整備計画等は、次の表のとおりです。なお、区民への備蓄品の供給は、地域防災拠点にて行うことを原則としているため、区役所や方面別備蓄庫での直接の供給は実施しません。

区分	役割等	整備状況(平成30年3月)
地域防災拠点防災備蓄庫	1 地域住民の避難所となる学校等に設置 2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄	区内 25 箇所
区役所災害用備蓄庫	地域防災拠点への補給物資基地 ※備蓄品の供給は地域防災拠点にて行います。	神奈川区役所
方面別備蓄庫	1 区への補給物資の補充基地 2 市域を大きく分割し、方面別に設置	市内 12 箇所 (神奈川区周辺では、横浜市民防災センター、岸根公園、入船公園を配置)
帰宅困難者用備蓄庫	帰宅困難者用備蓄物資の保管場所として、主要駅付近に設置	みなとみらい地区、関内地区、新横浜地区、戸塚地区の 4 箇所

2 備蓄物資の整備

震災発生時には、一時的に被災区民の食料が不足することが予想されますが、国や他の自治体からの応援体制の迅速化が進んでいること、流通機構を活用し、早期に必要な物資の調達が可能であることを踏まえ、地域防災拠点には、避難者 1 人あたりの 2 食分（乳児については 3 日分）を備蓄し、計画的に更新しています。また、食料の備蓄にあたっては、市民ニーズの多様化を踏まえ、想定される避難者数に応じた備蓄体制とします。

加えて、避難生活に必要な紙おむつ・紙パンツ、生理用品、トイレットペーパーや、冬季の発災に備えた高齢者・乳幼児・障害者用の毛布、アルミブランケットなどの生活用品等も備蓄します。

3 高齢者・乳児への対策

高齢者については、おかゆを 1 人あたり 2 食分備蓄するほか、スープを 1 人あたり 1 食分備蓄します。

乳児については、粉ミルク（アレルギー対応のものを含む）を、1 人あたり 1 セット（3 日分）備蓄します。

また、乳幼児用紙おむつに加え、紙パンツも備蓄します。

4 帰宅困難者への対策

(1) 備蓄物資

帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料と水缶詰（350ml）、アルミブランケット1枚、トイレパック4回分を想定される人数に応じて備蓄します。

企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

(2) 備蓄場所

横浜アリーナ・パシフィコ横浜・関内駅・戸塚駅の周辺に整備した備蓄庫や一時滞在施設等に分散備蓄します。

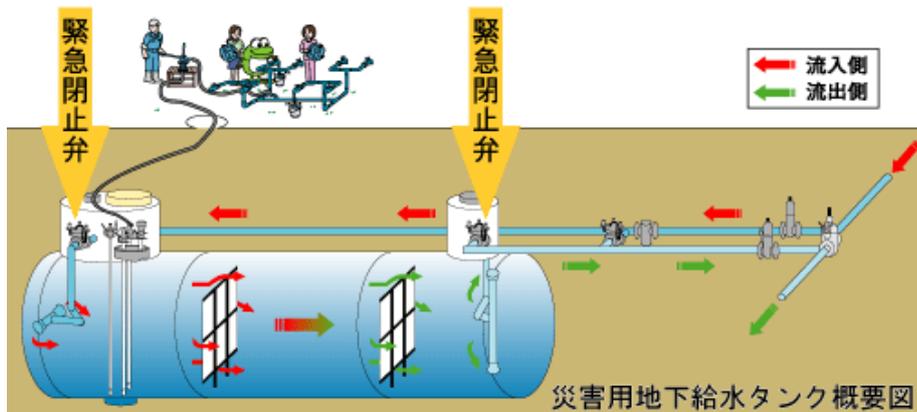
5 水の確保

飲料水や生活用水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要です。区では、災害用地下給水タンクに、飲料水を確保しているほか、水缶詰の備蓄等を進めています。

(1) 応急給水の確保（資料01「神奈川区災害時給水所一覧」参照）

ア 災害用地下給水タンク

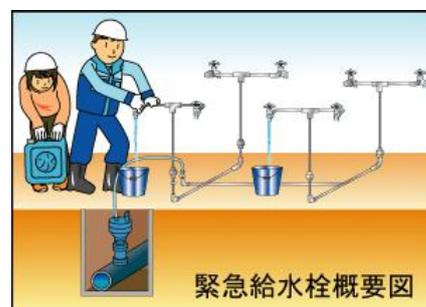
災害用地下給水タンクは、原則として市民の共助により応急給水装置を設置し、必要な飲料水を確保するための施設となっています。また、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行います。共助による応急給水体制を支援するため、平常時から地域と災害用地下給水タンクにおける応急給水訓練を実施しています。



イ 緊急給水栓

緊急給水栓は、地震に強い配水幹線から耐震管路を布設し、その先端に緊急給水装置を取り付けて給水する施設で、地域防災拠点の市立学校、公園等に設置し、平成17年度にすべての整備が完了しました。

水道局職員は、発災後、緊急給水栓までの管路を優先して復旧・確認等を行い、発災後おおむね4日目以降に断水状況を踏まえて、順次、仮設の蛇口を設置していきます。



ウ 耐震給水栓

耐震給水栓は、配水管から屋外水飲み場までを耐震化するもので、災害用地下タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に整備を行っています。市民は発災後、特別な作業をすることもなく、普段と同時に屋外水飲み場（耐震給水栓）から飲料水を確保

することができます。

(2) 水缶詰の備蓄

地域防災拠点、区役所等に、水缶詰（350ml）を備蓄しています。

(3) 受水槽水の活用

設置者等に、受水槽水が震災時に活用できることを啓発し、受水槽からの給水方法を周知します。なお、地域防災拠点については、災害用地下給水タンク等がなく受水槽が活用可能な拠点を中心に、簡易給水栓を整備しています。

(4) 災害応急用井戸の指定、活用

井戸の所有者の協力により、震災時に地域住民が活用する井戸については、区役所生活衛生課が簡易な水質検査を行い、洗浄水などの生活用水（飲用はしない）として利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、「災害用井戸協力の家」プレートを掲げていただいています。

防災コラム3

～家庭での備蓄が基本、ローリングストックとは～

災害発生直後は、物資の供給や調達が困難になります。家庭内で3日以上以上の食料等を備蓄するとともに、必要な物品を準備して、いざというときにすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

ローリングストックとは非常時にも食べられる食品をあらかじめ多めに購入し、日常的に使いながら補充することで、いざという時のために備える方法です。

○ 備蓄にあたってのポイント

- ・ 家族の構成や状態を考慮しましょう！

(ご家庭に「乳幼児や高齢者の方」、「加療中や薬を服用中の方」などがいる場合)

- ・ 家庭のトイレに設置して使用できる「トイレパック（凝固剤と処理袋のセット）」も3日以上用意しましょう。※1人1日5個が目安です。

- ・ 簡単に食べられるインスタント食品や缶詰、レトルト食品などを備蓄しましょう。

- ・ 1人1日3リットルの飲料水が必要です。家族の人数に合わせてペットボトル等備蓄しましょう。

ローリングストックのイメージ

食べ物や日用品を少し多めに購入、日常生活で消費



災害時に特に必要なもの



カセットコンロ



ラテックス手袋



懐中電灯



充電式ラジオ



携帯電話の予備バッテリー



簡易トイレ

第2章 避難場所等の指定

災害時における避難場所等について、災害対策基本法に基づき、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）とを区別して指定します。

第1節 指定避難所・指定緊急避難場所

1 指定避難所（地域防災拠点）（資料02「神奈川区地域防災拠点一覧」参照）

指定避難所は、被災した市民等が一定期間滞在する場として、良好な生活環境が確保され、円滑な救援活動が実施できる施設であることが必要とされています。

本市では、身近な市立学校等を地域防災拠点に指定しており、被災した住民が避難生活を送る場所として、市民に広く認知されているほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えた拠点として整備していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所に指定します。

(1) 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難場所として、区民に身近な市立小中学校のうち、25箇所を指定しています。

また、地域防災拠点は、避難所としてだけでなく、情報受伝達の拠点、防災資機材等物資の備蓄基地としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区割りを指定していますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることになります。

(2) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアルの作成

総務局危機管理室は、地域防災拠点を開設・運営していくための手順をまとめた、「地域防災拠点」開設・運営マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。

(3) 施設等の整備

ア 防災備蓄庫（資料03「神奈川区地域防災拠点備蓄庫 備蓄物資一覧」参照）

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

イ 情報受伝達手段

被害情報や避難状況などの拠点の情報や避難生活を支援する情報など、様々な情報を受伝達する通信手段として、デジタル移動無線機や発信専用の特設公衆電話、地域BWAを地域防災拠点に配置しています。

また、各地域防災拠点にアマチュア無線機を配備し、横浜市アマチュア無線非常通信協力会との協定による協力で、発災時に情報受伝達手段として活用します。

ウ 下水道直結式仮設トイレ

地域防災拠点に公共下水道に繋がる下水道直結式仮設トイレを配備しています。

2 指定緊急避難場所（資料 04「神奈川区指定緊急避難場所一覧」参照）

災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、大規模火災や津波など異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

異常な現象種類（災害対策基本法施行令第20条の4）
①洪水 ②崖崩れ ③高潮 ④地震 ⑤津波 ⑥大規模な火災 ⑦内水※ ⑧火山※

※本市は、⑦及び⑧に起因する立ち退き避難を想定していないため、指定は行いません。

第2節 広域避難場所及び津波避難場所

1 広域避難場所（資料 05「神奈川区広域避難場所一覧」参照）

地震に伴い大規模火災が発生し、延焼拡大した場合、火災の輻射熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などの空地进行を指定しています。

広域避難場所での避難時間は、輻射熱や煙が収まるまでの「長くても数時間程度」と想定しているため、広域避難場所には、食料や飲料水などの備蓄品はありません。避難生活を送る場合は地域防災拠点に移動します。

2 津波避難場所（資料 06「神奈川区津波避難施設一覧」参照）

津波からの避難者を受け入れるため、海拔5m以上の高台又は鉄筋コンクリート造等の頑丈な建物の3階以上を目安に津波避難場所を確保します。

第3節 その他の避難場所等

1 福祉避難所（資料08「神奈川区福祉避難所一覧」参照）

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

福祉避難所を確保するため、施設所在地の区と社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結するとともに、「横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄します。

※市立特別支援学校は、在籍児童生徒及びその保護者が避難する場所となっています。

2 帰宅困難者一時滞在施設（資料09「神奈川区帰宅困難者一時滞在施設一覧」参照）

来街者等が帰宅困難者となったときに備えて、本市施設や国の施設、主要駅や観光地周辺等の民間施設や商業施設を、一時滞在施設に指定します。

3 補充的避難所

区長及び総務局長は地震により多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補充的避難所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整します。

4 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、自治会・町内会等が事前に選定する任意の避難場所（地域の組や班の単位ごとに安否確認や避難行動ができるよう、地域の生活圏と関連した避難者の安全が確保できる場所）で、一時的に避難して災害状況を確認するほか、広域避難場所等や地域防災拠点に避難するために地域住民が集まる場所です。（広域避難場所や地域防災拠点に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。）

防災コラム4

～地域防災拠点の運営訓練～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、市内453校の地域防災拠点のうち、53箇所が開設されました。震災時の避難所となる地域防災拠点は、地域の運営委員会が主体となり、避難者の協力を得ながら運営する場所です。

この地域防災拠点の運営にあたっては、運営委員会と避難者が互いに協力し、住民自治を形成しながら担っていくこととなります。

特に要援護者や女性の視点、外国籍の方々への対応など様々なニーズに対応した避難所づくりも考えながら、地域防災拠点運営訓練を実施する必要があります。

訓練には、実践型訓練（運営委員を中心として避難所の開設から避難生活に必要な生活基盤を立ち上げるための各種訓練）や図上訓練がありますが、発災時を想定して各機関が連携して訓練を実施することが大事です。

また、平日昼間の発災時など地域の方たちが少ない場合も想定し、地域防災拠点の学校の生徒などを災害時の担い手として、育成することが必要です。



<地域防災拠点訓練実施状況>

第3章 緊急輸送路

県公安委員会（警察本部）が選定する緊急交通路指定想定路線に加え、本市では、市域全体での輸送路網の確保を図るため、あらかじめ緊急輸送路を指定し、発災時には、この路線を中心として、事前に設定した優先度が高い順に、緊急巡回、点検、緊急措置、道路啓開を行います。

第1節 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という。）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

1 第1次緊急輸送路

緊急交通路指定想定路線と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路です。

神奈川県内では、国道1号、国道15号、環状2号線、横浜上麻生線等が指定されています。

2 第2次緊急輸送路

第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路です。

3 緊急輸送路を補完し、災害時に重要な拠点施設へのアクセスを確保する路線の指定

緊急輸送路を補完するものとして、区役所や神奈川土木事務所、神奈川消防署、主要な病院等、災害発生時の拠点となる建築物から緊急交通路又は第1次緊急輸送路に至るまで、建築物等の倒壊等による、緊急車両の通行の障害を防ぐべき路線（災害時重要拠点アクセス路）を定めます。

第2節 建設業協会との連携

神奈川土木事務所と社団法人横浜建設業協会（神奈川県会）は、災害時における緊急巡回及び応急措置並びに道路啓開及び応急対策の支援活動を円滑に行うため、具体的な内容について、定期的に連絡会等を行っています。

第4章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、区民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、地震時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。

このため、本市職員及び区民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等を反復・継続することにより「災害に強い人づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い人づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。神奈川区では、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全にとって最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割と取組

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは、次の表のとおりです。

時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割

太枠：人命にかかわる対応

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅避難 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開
	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り 防災訓練の実施 町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食糧・物資の協定（事業所と地域間等） 災害教訓の伝承 町の防災組織による活動計画の作成 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） <ul style="list-style-type: none"> 従業員への教育 食糧・飲料水等の備蓄 滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 在宅被災者に対する個別的な支援活動 町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動への協力 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実
公助	<ul style="list-style-type: none"> ハードの整備 <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤、護岸の整備 海拔標示 津波警報伝達システムの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 制度・仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 津波からの避難に関するガイドラインの策定 津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童・生徒の留め置き計画 知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援） <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 災害教訓の伝承の取得への支援 地区防災計画の作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 <ul style="list-style-type: none"> 災害医療拠点病院での負傷者受入れ 医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者一時滞在施設への避難誘導 学校児童・生徒の留め置き 臨時休校措置 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活援護 <ul style="list-style-type: none"> 生活相談 職業のあっせん 各種支援金 見舞金の給付 被害認定調査の実施、り災証明の発行 公共料金の減免、融資等 被災者の心と身体 の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興ガイドラインの策定 都市復興の基本方針の策定 震災復興基本計画の策定 地区別整備計画 地区別細部計画の提示 地域経済の復興支援

第2節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災研修、訓練の実施

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、区職員に対する防災研修や訓練を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。

また、発災時に地域防災拠点が効果的に機能するため、職員は日頃から震災対策や地域防災拠点の運営等に関する研修を受講し、地域防災拠点を担当する職員及び教職員は積極的に地域防災拠点訓練に参加します。

＜神奈川区で実施している主な研修、訓練＞

- (1) 転入職員向け研修
- (2) 地域防災拠点動員職員向け研修
- (3) 地域防災拠点参与・参与補助者研修
- (4) 区災害対策本部初動対応訓練
- (5) 区災害対策本部運営訓練

2 区民への防災意識、減災行動の普及

区及び消防署等の防災関係機関は、区民、地域及び事業者等を対象として、次に掲げる方法により、防災意識の高揚や減災行動等について普及に努めます。

- (1) 防災マップ、防災パンフレット、啓発資料等の広報資料の作成・配布
- (2) 防災講演会など、啓発イベントの実施
- (3) 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- (4) 区連会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- (5) 地域での防災出前講座、防災訓練参加

3 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を受講した防災ライセンスリーダーには、知識や技術等を生かし、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練に参加し、地域の中で活躍してもらうことにより地域防災力の向上を図ります。

また、区が実施する区職員に対する研修に講師として参加してもらうことで、区役所災害対応力の強化を図ります。

防災ライセンスの種類には、

- (1) 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- (2) 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- (3) 各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

の3種類があります。

4 横浜市民防災センター

横浜市民防災センターは、市内唯一の体験型防災学習施設として、戸建住宅や高層ビルなど様々なシチュエーションにおける地震の体験などを通じて、災害発生時に自らの身を守るためにとるべき行動を学ぶことができるプログラムや、初期消火や救出・救護訓練など、お互いに助け合うための方法を学ぶことができるプログラムを提供していくことで、市民等の自助・共助の促進を図ります。

また、地域防災の担い手を育成するための研修会や、市職員のほか、既に防災・減災に取り組んでいる市民・団体などを対象とした専門的なプログラムについても実施しています。

5 学校防災教育の推進

災害の危険性、地震発生時の安全な行動の仕方、共助の大切さなどについて、児童・生徒の防災に関する知識を深めるために、区は学校が行う防災教育の支援を、地域や地域防災拠点、消防署、PTA、関係団体と連携して行います。

6 家庭防災員

防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につける研修制度で、地域における防災の担い手として活躍できることを目指します。

防災コラム5

～中学生への防災教育～

日常、地域にいる中学生は、地域から共助の担い手としての役割が期待されています。東日本大震災では、各地域で甚大な被害が発生した中、避難所で中学生が食事配分や小学生などの遊び、勉強相手となっていました。

神奈川区では、中学生が大地震時においても自分で自分の命を守り、地域で助け合うために「中学生向け防災ガイド」をはじめとする防災教育ツールを学校関係者等とともに作成し、活用しています。

区内公立中学校では授業の中で防災ガイドを活用した防災教育を実施し、中には地域の防災関係者が講師となって防災訓練を行うなど、地域と連携した取り組みも行っています。



<中学生向け防災ガイド>※1 <できます！カード>※2 <授業での活用>
※1 中学生への防災教育ツールとして、29年度より区内公立中学生へ配布。

※2 避難所等で中学生自身が手伝えることを考え、記入するカード。

記入後は、生徒手帳等に収納できる。

第3節 日頃からの区民の備え

項目	主な内容
日頃からの区民の備え	<ol style="list-style-type: none">1 日頃から出火防止措置の推進に努める。2 消火器などの消火用具を準備しておく。3 建物の耐震化や不燃化に努める。4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じる。5 危険なブロック塀などの改善に努める。6 感震ブレーカー等を設置し出火防止に努める。7 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄するとともに非常持出品を準備しておく。8 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合っておく。9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておく。10 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高める。

第4節 区民の防災活動の促進

1 住宅用火災警報器等及び消火器の設置

火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置と維持管理の徹底を促進します。また、初期消火による火災の拡大防止を図るため、家庭での消火器の設置を促進します。

2 消火活動等の共助体制の強化

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。火災の状況によっては、大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたる必要があります。

また、倒壊した家屋からの被災者の救出なども地域の助け合いが大きな力を発揮します。

区民の一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、地域の助け合いを基本とした共助体制の強化に努めます。

第5節 防災訓練の実施

区は、区民、町の防災組織、事業所、防災関係機関の連携の強化と、災害対応力の強化を目的として、図上訓練・実動訓練等の様々な防災訓練を実施します。

地域防災拠点訓練においては、訓練に当該拠点の拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

また、職員の災害対応能力の向上を図るため、全ての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な本部運営訓練を繰り返し実施します。

第6節 ボランティアとの協力体制の確立

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師、歯科医師、看護師などそれぞれ専門的な知識、技能や特定の資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所支援、清掃、物資の仕分けなど特別な資格を必要としない「一般ボランティア」に区分されます。「一般ボランティア」に係る活動調整は、災害ボランティアセンターが実施し、「専門的ボランティア」の活動調整は各所管局が実施します。

2 神奈川区災害ボランティアセンターの設置・運営

災害発生時は、区災害対策本部の要請に基づき、神奈川区社会福祉協議会が「はーと友神奈川（神奈川区反町1-8-4）」に神奈川区災害ボランティアセンターを設置し、運営します。

3 災害ボランティアセンターの活動

ボランティアの受入れやニーズ等の収集や調整は、神奈川区災害ボランティアセンターが行います。

区本部ボランティア班は地域防災拠点や被災地域の状況等を把握し、必要な情報を提供するなど、ボランティアセンターの運営が円滑に行えるよう連絡・調整を行います。

4 区における体制づくり

区長は、震災発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう協力するとともに、区災害ボランティアセンターを運営する区社会福祉協議会の活動を支援します。

第5章 災害に強い地域づくり

震災の被災者の多くの方が、地域の助け合いの重要性を痛感したと述べています。倒壊家屋からの被災者の救出、バケツリレーによる初期消火、地域ぐるみの炊き出しなど、隣近所の助け合いや地域住民の相互協力による防災活動が被害の拡大防止及び軽減に大きな力を発揮しました。

また、岩手県の釜石市では、日頃から学校と地域が連携して津波避難訓練に取り組み、地域全体の避難意識が醸成されていたため、東日本大震災時に小・中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、また、その避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例がありました。

区では、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の結成を促進し、その育成に努めるとともに、地域全体が相互に協力できる共助体制を確立することにより、「災害に強い地域づくり」を推進します。この章では、「災害に強い地域づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 自主防災組織の強化

1 神奈川区災害対策協議会（資料10「神奈川区災害対策協議会委員一覧」参照）

神奈川区災害対策協議会（以下「協議会」という。）は地震、風水害その他の災害時において、住民、関係機関、団体、企業、行政が一致協力して災害対策を実施するため、日頃から相互の意見交換、連絡調整を図ることを目的としています。

原則年1回、協議会総会を開催し、区防災計画の修正報告や委員相互の情報共有、防災知識の普及を行っています。

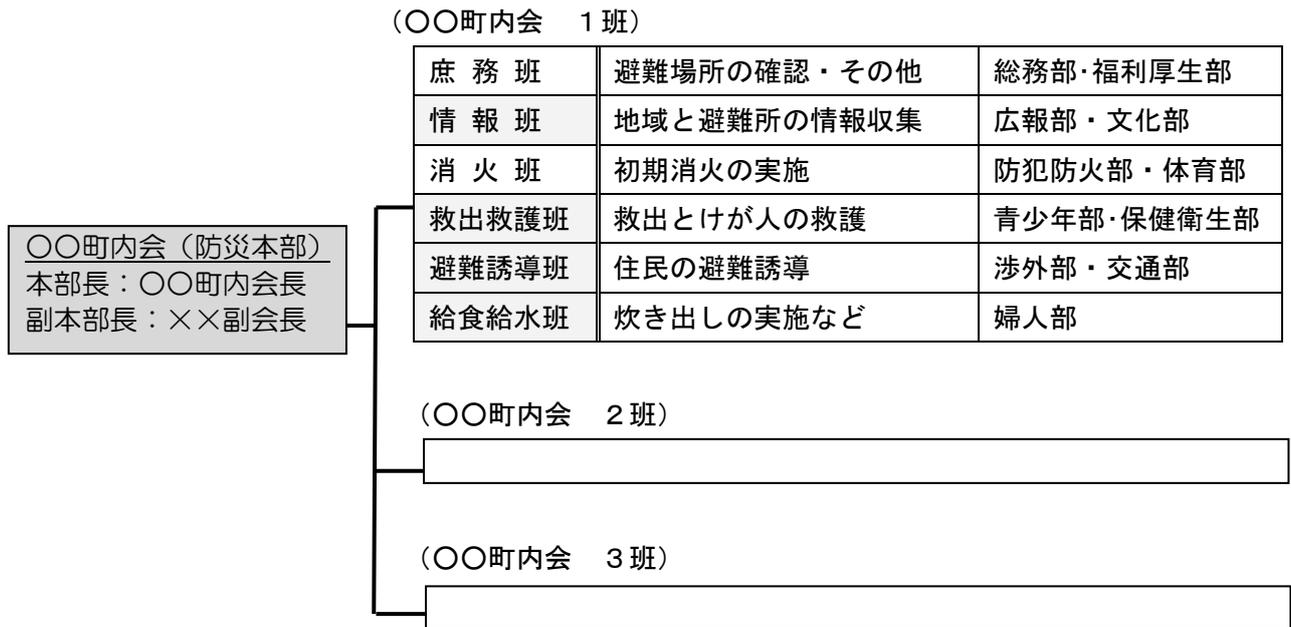
2 町の防災組織

地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所及び消防署が中心となり自治会・町内会等への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。

(1) 町の防災組織の定める活動計画

- ア 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- イ 防災知識の普及に関すること。
- ウ 防災訓練の実施に関すること。
- エ 情報の収集及び伝達に関すること。
- オ 出火の防止及び初期消火に関すること。
- カ 救出救護に関すること。
- キ 避難誘導に関すること。
- ク 給食給水に関すること。
- ケ 市民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
- コ 地域防災拠点との連携に関すること。

< (例) 町の防災組織構成 >



(2) 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全確保などの自助から始まり、いっとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そのため、平常時から自治会・町内会等を中心とする町の防災組織で啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動を促進します。また、町の防災組織と地域防災拠点運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

(3) いっとき避難場所の選定

いっとき避難場所は、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認したり、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集結する場所です。町の防災組織等によりあらかじめ選定しておきます。

項目	選定基準の内容
いっとき避難場所の選定基準	1 避難行動は、地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏と関連した場所とすること。 2 小公園や広場等で、地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある程度確保できるスペースを有すること。

3 地域防災拠点運営委員会

震災発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動等の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

運営委員会の設置・運営にあたっては、女性の運営委員への参画を積極的に推進するほか、災害時における男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めます。

(1) 運営委員会の主な活動

項目	運営委員会の主な活動
運営委員会の組織・運営	<p>1 平常時の主な活動</p> <p>(1) 災害時に利用する教室の事前選定など避難所運営方法等の打ち合わせ並びに運営マニュアルの作成及び随時更新</p> <p>(2) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会・講習会の開催</p> <p>(3) 避難所開設運営訓練など防災訓練の実施及び参加</p> <p>(4) 避難所周辺の危険箇所の確認、防災マップの作成など防災意識の高揚</p> <p>(5) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの養成</p> <p>(6) 地域のボランティア団体との連携</p> <p>(7) その他地域防災力の向上に必要な事項</p> <p>2 震災発生時の主な活動</p> <p>(1) 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て</p> <p>(2) 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導</p> <p>(3) 防災資機材等を活用した救出・救護</p> <p>(4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護</p> <p>(5) 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生</p> <p>(6) 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し</p> <p>(7) 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達</p> <p>(8) 公的避難場所以外での避難者等への情報提供、救援物資の要請受付</p> <p>(9) 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受入調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供</p> <p>(10) 防犯パトロールの実施</p> <p>(11) その他必要な事項</p>

(2) 地域防災拠点の訓練

地域防災拠点が災害時に「住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うために、図上訓練（Dig訓練・HUG訓練等）や実動訓練を行います。実動訓練に際しては地域防災拠点訓練マニュアルを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する区役所職員が訓練を支援して実施します。

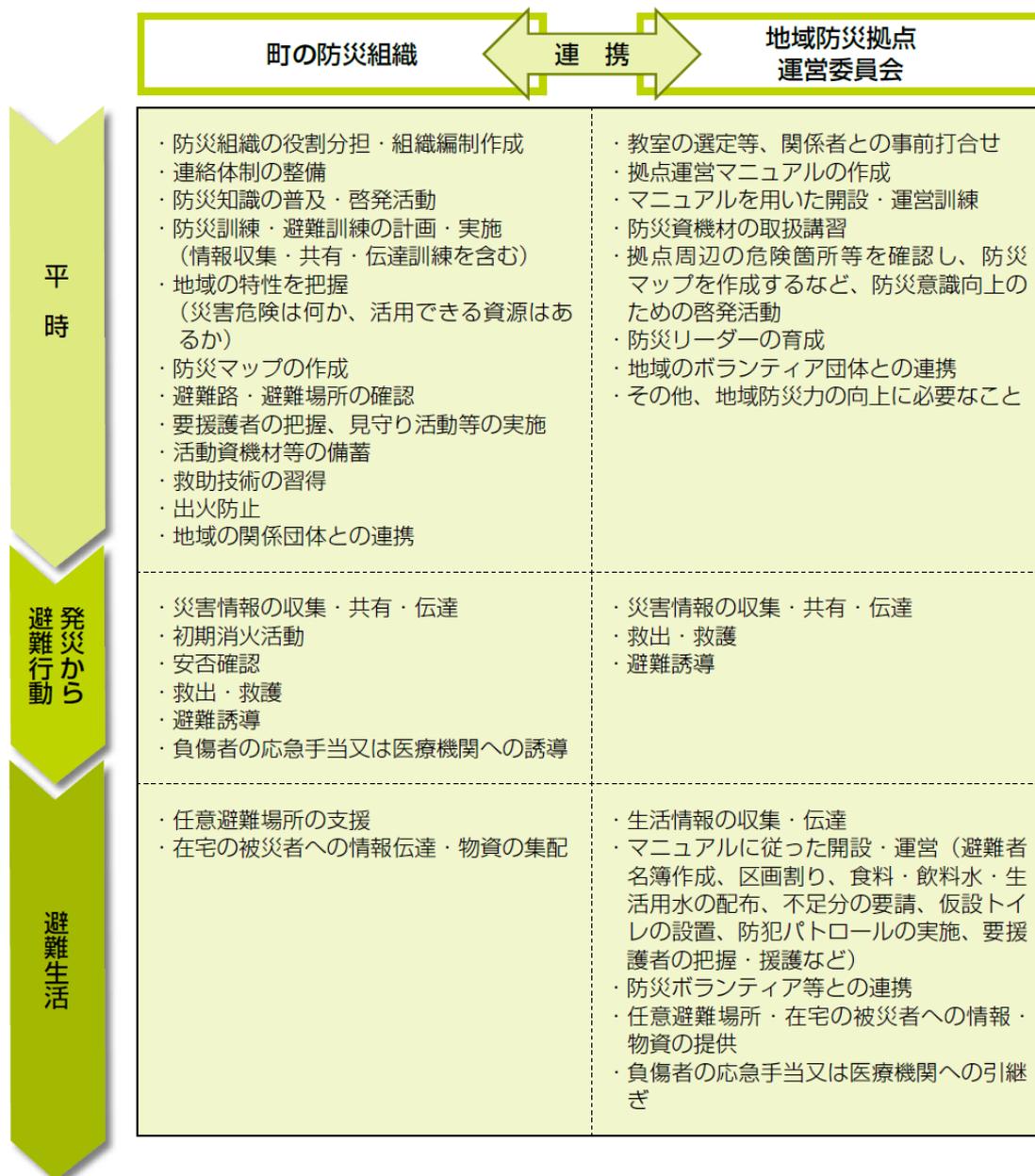
(3) 運営委員会連絡協議会

運営委員会相互の緊密な連携を図るため、神奈川区運営委員会連絡協議会を設置しています。

4 町の防災組織と地域防災拠点の連携

東日本大震災の教訓からも、地域防災拠点など公的避難場所のほかにも、市民が任意で避難場所を設置することが想定されます。このような状況下では、町の防災組織と地域防災拠点が連携し、市民が任意で設置した避難場所や在宅被災者への情報伝達・物資の集配など、地域コミュニティを活かした地域の共助で対応していくことが最も重要です。

そこで、平常時からの自治会・町内会の各種委員の活動や、運営委員会などの地域コミュニティを災害時に連動できるよう、それぞれの横の繋がりを確認し、効率的な共助の体制や自主防災力の強化を図っていくこととします。



第2節 地区防災計画

「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2の規定に基づき、地区居住者等は、当該地区における地区防災計画を横浜市防災計画に定めることを提案することができることとされています。当該提案を受けた場合、必要に応じて横浜市防災計画に定めるとともに、市は、地区防災計画に基づく防災活動を支援していきます。

1 地区居住者等による計画提案

(1) 計画の提案

地区居住者等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として提案することができ、別に定める要綱に詳細を定めます。

(2) 地区防災計画に基づく防災活動の実施

地区居住者等は、提案に基づき地区防災計画が定められたときは、当該計画に基づく防災活動の実施に努めます。

2 地区防災計画に定める事項

地区防災計画に定める事項は、防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する事項とし、具体的には次のとおりです。

地区防災計画に定める事項（例示）

- 地区の特性に関すること。
- 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- 平常時の活動に関すること。
- 災害時の活動に関すること。
- 区役所、消防団、町の防災組織、地域防災拠点等との連携に関すること。
- 防災訓練の実施に関すること。 など

第3節 災害時要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた災害時要援護者対策を推進します。

2 要援護者に対する事前対策

(1) 地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組の推進

自主防災組織等は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組みとして、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の習得に努めます。また、日頃から、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワークづくり等地域の実情に応じた支え合いの取組みを進め、災害の備えにつなげます。

(2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり

ア 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、防災訪問等の機会をとらえ、要援護者やその家族に対し、家庭内での安全対策について周知します。また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」という自主防災意識を普及啓発します。

イ 自主防災組織等への災害時要援護者名簿の提供

日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、町の防災組織に同意方式または情報共有方式により災害時要援護者名簿を提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第 49 条の 11 及び横浜市個人情報保護条例第 10 条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、災害時要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として避難支援等の実施に携わる関係者に提供します。この名簿には、個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みます。

第 4 節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等の安全対策の推進

戸棚類の転倒、天井や備品等の落下による危険から利用者の安全を確保するため、施設内の総点検を行い、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じています。さらに、この安全措置を徹底するため、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知徹底を図ります。

また、年 2 回以上（児童福祉施設については少なくとも毎月 1 回）行われる避難訓練のうち 1 回は、大規模地震を想定した訓練を実施します。その際、夜間、休日など職員が少ない状態における対応についても配慮します。

なお、訓練にあたっては、消防局の指導、助言を受けるとともに近隣の自治会・町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアの参加による実践に即した訓練の実施に努めます。

地震への備えとして、最低 3 日分の飲料水の確保策を講じるとともに、施設の実情に応じて水の汲み置き、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

3 地域との連携強化

災害発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会・町内会、企業等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進し、地域住民の協力による安全確保対策を推進します。

第5節 事業者の防災体制の確立

事業者は、その社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、飲料水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならない。また、区の実施する防災対策について積極的に協力するよう努めます。

また、事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため、物資の備蓄や地域との連携体制の確立などの対策を講じます。

第6章 学校施設における安全対策の推進

第1節 迅速な応急活動体制の確立

1 学校防災計画の策定

学校長は、地震発生時に円滑に児童・生徒の安全を確保するため、避難方法、安全指導體制、教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成し、教職員等へ周知徹底を図ります。併せて、該当校の運営委員会と、その計画の内容について共有することとします。

2 教職員の動員体制

学校教職員は、大地震が発生した場合、原則として、所属校(ただし、教育委員会が指名した者は、直近校)へ動員する体制を確立しています。

学校長は、所属校動員者及び直近校動員者を常に把握するとともに、学校と緊急な連絡をとる方法を確認しておきます。

3 運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている学校長は、避難場所の運営方法、役割分担、負傷者の応急救護体制、学校再開準備などについて、当該運営委員会に協力するとともに、平常時から震災発生時には避難場所となる事態に備えます。

また、教職員は、地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

4 学校再開準備班の確立

学校長は、震災発生時、円滑に児童・生徒の学習の場を確保するため、学校再開準備班の体制を整備します。

5 応急医療体制の整備

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保健室に配備します。

運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救援隊用の診療スペース（体育館の一画や教室など、状況によっては保健室）をあらかじめ確保するとともに、保健室に配備された応急手当用品を応急手当場所等に持ち出せるよう整備します。また、重傷者等の対応も必要となる可能性があるため、拠点ごとに周辺の医療機関をリスト化し、区・運営委員会・学校で情報共有します。

第2節 児童・生徒の安全確保体制の確立

1 防災教育・訓練の実施

教育委員会事務局と総務局危機管理室が連携し、小学生では「自助」を中心に、中学生（高校生）には、「自助」とともに「共助」の取組が学べるような資料や教材開発を行い、発達段階に合わせた継続的な防災教育を実施します。また、教職員の研修会等を開催し、防災教育・訓練に関する指導力や震災時の防災対応能力を高めます。

区では、学校で行う防災教育を支援し、地域との連携を調整するなど、防災教育の充実に取り組みます。

2 保護者等の連絡体制の確保

学校長は、学区内の地域及び町内別に児童・生徒数を把握しておくとともに、あらかじめPTAと協議し、地域の自治会・町内会等の協力を得て緊急時に保護者と連絡する方法、登下校の安全経路、児童・生徒の保護措置などの安全対策を確立します。